

事業主の皆さまへ

東日本大震災事業者再生支援機構 のご案内

震災支援機構は、震災の被害を受け、
事業を継続・再開する事業者の
金融支援を行っております。

中小事業者の方々の「再生」のため、被災地域の「復興支援」のために、
国により設立された会社です。

累計の支援決定件数、買取対象借入金額

(平成25年5月末まで)…………… **200**件、 **335**億円

主な金融支援

元金弁済猶予、利息減免、債権放棄、保証など

まずは、お気軽にご相談ください

(株) 東日本大震災事業者再生
支援機構 仙台本店 業務部

☎ **022-393-8550**

住所: 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1
第一生命タワービル19F

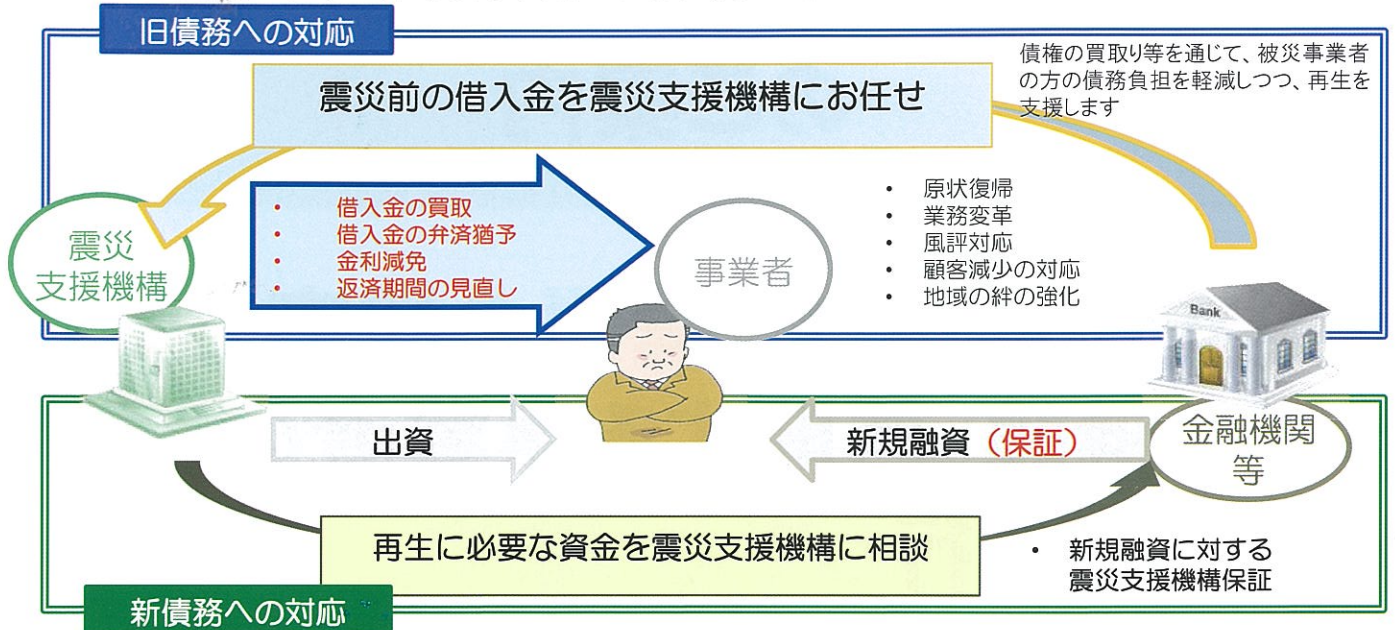
※ お電話をいただければ、早急に対応いたします!



ホームページ <http://www.shien-kiko.co.jp/>

震災支援機構の**金融支援**をご存知ですか？ 仙台市と提携を開始いたしました！

※ 震災支援機構は、「東日本大震災事業者再生支援機構」の略称です。



■ 震災支援機構の金融支援事例

- 対象事業者：製造業
- 被災状況：震災より工場、設備損壊
- 震災前の借入金への対応（期間15年）：
震災支援機構が銀行から震災前の債務を買取後一部放棄し、更に残りの元本の返済も10年間据え置きし、毎月の返済負担を軽減した。
- 新規融資への対応：
震災により壊れた機械を入れ替えるため、新たな借入金が必要。震災支援機構の保証により、銀行からの新規融資が低金利にて可能となった。

特徴1：震災前借入金を、金融機関から買い取り、弁済猶予・金利減免・一部債務免除

特徴2：“震災支援機構ならではの”超長期（最長15年）の返済計画が可能

特徴3：“専門家支援”の費用は、震災支援機構が一部負担

震災支援機構
の金融支援

更に、震災支援機構の金融支援は4月より **仙台市（中小企業融資制度）** と提携しています！

特徴4：り災証明書を受けた場合は新規融資の利子及び保証料を、“仙台市”が補填

特徴5：低い金利（年1%）の適用

仙台市との
提携で強化

<補足：仙台市提携融資制度の概要>

- 制度名：仙台経済成長資金（略称：前向き資金）
- 特徴：震災支援機構との提携により、事業再生計画策定において「専門家支援」が可能
- 主な対象条件：
 - 震災起因：震災による損失を被りかつ事業継続性がある事業者
 - 所在：仙台市内に事業者の事務所（本店または支店）が所在すること
 - その他：税滞納をしていないこと
- 融資申込先及び取扱金融機関：商工組合中央金庫、七十七銀行、仙台銀行、杜の都信用金庫、宮城第一信用金庫、仙南信用金庫
- 仙台市融資制度概要：
 - 融資限度額：1億円、用途：運転・設備、期間：15年、利率：年1.0%
 - り災証明書を受けた場合、
融資額3000万円を限度に 仙台市 が3年間利子及び保証料（保証付の場合年0.7%限度）を負担